

道路特定事業計画書【特定経路・準特定経路・特定経路と整合性を図り実施する経路】

経路名 東西自由通路～東口駅前広場、東西自由通路～西口駅前広場
 (市道鶴見第88号線他)
 事業区間 東口駅前広場～西口駅前広場(東西自由通路を除く)
 道路延長 150m
 事業予定年度 平成17年度～平成18年度

【整備方針】

東西自由通路から東西の駅前広場まで結ぶ唯一の経路であるため、特定経路の望む整備基準は満たせない部分もあるが、早急に整備する必要がある。よって、東口はカラー舗装などにより歩行者空間を確保し、西口は民間施設の昇降施設を利用した整備を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改良				
全面改良	m	150	全区間	
歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所	-	
	横断勾配の改良	箇所	-	
	縦断勾配の改良	箇所	-	
	舗装材の改良	箇所	-	
排水施設の改良	箇所	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良				
経路誘導のための連続設置(新設)	m	10	街区4	
経路誘導のための既設ブロックの改良・補	m	-		
横断歩道接続部等における部分設置(新)	箇所	-		
横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補	箇所	-		
その他				
案内標識の整備	箇所	4		暫定整備

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

- ・エレベーターまでの案内については、事業者間で調整し実施していく全体サイン計画との整合をとりつつ整備する必要があるため、暫定的な設置とする
- ・民間の既設エレベーターの運行時間の見直しを依頼する必要がある

【位置図】

